

「造林事業及び素材生産事業に関する一般競争入札に係る総合評価落札方式の実施について」の一部改正について

令和7年5月、森林経営管理法が一部改正され、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みとなる集約化構想制度の創設等が行われました。

このため、造林・生産事業に係る総合評価落札方式において、新たな仕組みとなる集約化構想制度により経営管理を実施する林業経営者等を評価することとしました。

(①～③)

また、「林野庁所管の直轄工事及び建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の制定に伴い加点措置の運用に係る取扱いを反映することとしました。(④)

- ① 技術提案書：様式10「配置予定技術者等の能力（配置予定技術者等の保有資格）」の評価対象資格へ「森林総合監理士」を追記
- ② 技術提案書：様式11、「地域への貢献」 具体的な項目への追記
- ③ チェーンソーを使用する場合に全てのチェーンソーオイルに生分解性のものを使用する林業事業者を新たに評価することとしました。

・「標準型」については、技術提案書：「事業計画に係る技術提案」により提案

・「簡易型」については、技術提案書：様式13「安全対策等」へ使用の「有・無」の追加

※ただし、「標準型」「簡易型」とも、使用するオイルが生分解性であることが判別できる資料の添付が必要。

- ④ 賃上げの実施を表明した企業等に対する加算点の基準を以下のとおり変更する

・造林事業及び素材生産事業については、加算点の総合評価の類型に応じ、4～5点の範囲で改正。

適用年月日

令和8年10月1日以降の入札公告から適用。

その他

改正した様式については、「公売・入札情報」・「公売、入札等に関するお知らせ」・「契約約款・仕様書・入札者注意書・検査基準・申請書等」に掲載していますのでご利用ください。

[契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等](#)

令和8年9月 四国森林管理局